

○美瑛消防署分遣所に関する規程

〔昭和48年10月30日〕
訓令第8号

改正 昭和63年10月14日訓令第2号 平成26年2月3日訓令第1号

（目的）

第1条 この規程は、美瑛消防署分遣所（以下「分遣所」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 分遣所の名称、位置及び受持ち区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	受持ち区域
美瑛消防署白金分遣所	美 瑛 町 字 白 金	白 金 行 政 区 の 全 域 美 沢 行 政 区 の 一 部

（職員）

第3条 分遣所に消防職員を置くことができる。

2 分遣所に勤務する消防職員が2名以上の場合は、上席者が勤務長となる。

（業務）

第4条 分遣所の業務は、次のとおりとする。

- （1）火災の警戒防ぎよに関すること。
- （2）消防機械器具の整備保全に関すること。
- （3）庁舎の整理整頓及び保全に関すること。
- （4）受持ち区域内の水利の調査保全に関すること。
- （5）受持ち区域内の火災予防に関すること。
- （6）分遣所に関する物品の受払及び維持保全に関すること。
- （7）その他美瑛消防署長（以下「署長」という。）の指示事項に関すること。

（職務）

第5条 分遣所に勤務する消防職員は、署長の指揮監督を受け、所属分団と協力して消防業務に従事する。

（勤務）

第6条 分遣所の勤務は、定期交替派遣による日勤とし、勤務期間及び交替の方法は、別に定める。

（服務）

第7条 分遣所に勤務する消防職員は、大雪消防組合職員の服務に関する規程（昭和48年訓令第4号）に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- （1）常に通信態勢を保持すること。
- （2）常に緊急出動態勢を保持すること。
- （3）受持ち区域内の火災を認知し、現場に出動するときは美瑛消防署に通報すること。
- （4）受持ち区域外の火災その他災害を認知したときは、美瑛消防署に通報し、その指示

第3編 行政一般（美瑛消防署分遣所に関する規程）

を受けること。

- （5）常に美瑛消防署及び所属分団と業務上の連絡を密にすること。
- （6）勤務を交替し、帰署するときは、引継ぎを完全にすること。
- （7）その他服務に関し署長の指示事項を守ること。

（管理の委託）

第8条 管理者は、分遣所の管理について、その全部又は一部を委託することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年10月14日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月3日訓令第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。